

権利擁護支援地域連携ネットワーク ニュースレター

【発行】令和6年3月22日
廿日市市成年後見利用促進センター
(廿日市市社会福祉協議会)
Tel.05176 Fax.01616

権利擁護支援の輪を広げる「成年後見制度市民公開セミナー」を開催しました



日野さんは柔らかい口調の中でも「意思決定支援がより重視されるようになりました」と強調されました

～開催概要～

- 【日時】 令和5年9月28日(木) 14時から17時
- 【会場】 山崎本社みんなのあいプラザ多目的ホール
- 【参加者】 58人(会場34人、オンライン24人)
- 【主な内容】

◆ 講演「成年後見制度の『ホント』のはなし」
～「不正防止」と「私らしい暮らし」～

〈講師〉

広島県弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会委員長
広島県成年後見制度等推進検討会議委員
廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会委員
弁護士 日野 真裕美 氏

◆ 専門相談会

令和5年9月28日、山崎本社みんなのあいプラザ多目的ホールで、「成年後見制度の『ホント』のはなし」と題して成年後見制度市民公開セミナーを開催し、会場とオンラインと合わせて58人が参加しました。副題を「不正防止と私らしい暮らし」として、広島県弁護士会所属の弁護士 日野 真裕美 さんにご講演いただきました。日野さんは講演の中で「大切なご家族の財産管理や福祉支援の決定など、よく知らない人に任せるのは心配だと思ふ気持ちは分かる。成年後見人はご家族と一緒にご本人を支えるチームの一員なので、同じチームのメンバーとして、成年後見人とコミュニケーションをとってもらいたい。後見人もご本人、ご家族のことを知りたい。コミュニケーションを通してご家族も後見人のことを理解できて、それが安心につながると思っている」と話されました。

アンケートからは、「成年後見人には本人の生活を守り、本人のために動いてもらえる。お話を聞く前は難しいと思っていたが、とても分かりやすいお話だった」との感想もみられ、成年後見制度の活用へのハードルが下がったように感じられました。

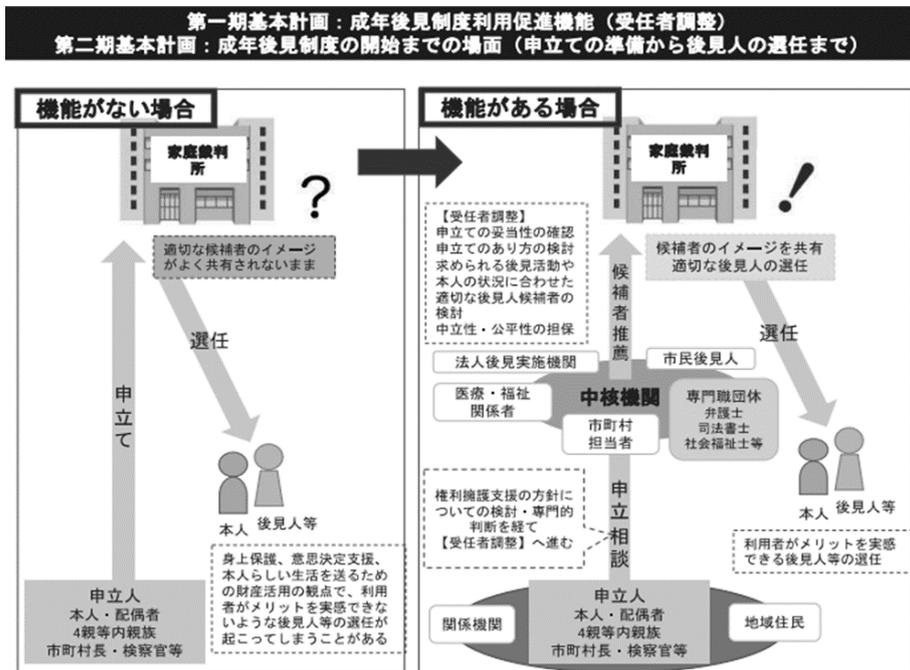
◇ 受任者調整機能を整備しました ◇

令和5年10月、廿日市市成年後見利用促進センターの主な4つの機能である①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能のうち「③利用促進機能」を高めるための取り組みとして、受任者調整の仕組みを整備しました。

受任者調整とは、より適切な成年後見人等が選任されることで、制度利用者がよりメリットを感じられるよう、国の利用促進計画で整備を進められている仕組みの1つです。

利用者の希望、意思決定能力、生活の場面での困難さなどの情報をもとに、専門職及び廿日市市行政、中核機関である市社協で受任調整会議を開き、どのような専門性を持っている人が成年後見人等(受任者)として適切であるかを協議します。令和5年11月に第一回の受任調整会議が開催され、市長申立てによる制度利用予定者3件の事例について協議しました。

受任者調整機能イメージ図(出展:厚生労働省資料)



◇ 令和5年度廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議を3回開催しました ◇

令和5年度、廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議(以下、推進会議)を6月、10月、2月に開催しました。

第3回推進会議は2月22日、26人(医師会、弁護士会、司法書士会、市福祉士会、県社会福祉士会、民生委員児童委員協議会、障がい福祉相談センター、及び広島家庭裁判所、広島県西部厚生環境事務所、金融機関、地域組織、市行政及び社協)の出席により開催し令和5年度の振り返りと、令和6年度の取り組み方針について協議しました。



広島県弁護士会 水中委員長：成年後見人の選任において、利用者個々の特性を把握することは重要な課題。受任調整会議でも必要な情報をしっかり集め、身近な支援者の出席を求めるなど改善していく。受任調整会議を通して、行政と家裁がつながることができ、現状について伝えられる機会になったと言える。

高齢者や障がい者等を家族、地域でフォローをしてきたが時代と共に難しくなり、家族、地域での見守りする体制の再構築が求められている。国も親族後見人を増やしていく方向で考えているが、手続きが煩雑になるなど親族後見人のメリットが見えにくい。推進会議を通して専門職、行政、社協が協力して親族後見人の支援体制を充実させていきたい。



廿日市市金融機関懇談会 清水委員：成年後見利用促進センター及び市民後見人養成講座の広報活動について、当行だけでなく廿日市内の金融機関への協力を依頼できるよう、調整できた。他の取り組みも市内の金融機関と共有していきたい。



家庭裁判所 次席書記官 別府 氏：家庭裁判所 次席書記官 別府さん：本人にどんな支援が必要か、成年後見人等の候補者が本人の課題と合っているかを裁判所は審判をする際に見ており、そこが一致していれば円滑に審判ができる。

親族後見人から報告書の書き方を尋ねられることがあるが、家庭裁判所は報告書を通じて監督する立場なので形式面以外は答えかねる場合がある。この部分を市町で親族後見人へ支援をしていただくと大変助かる。どのような支援が本人のためになるのか、後見人への支援について一緒に考えていきたい。

【令和6年度の主な取り組み等】

- 1 親族後見人支援の充実：成年後見利用促進センターの機能④後見人支援機能の一環として、親族後見人の支援を進めます。親族が成年後見人になる場合の申立時から、受任後の手続き等についてセンターで随時相談支援するとともに、専門相談会を開き親族後見人からの相談に専門職が答えます。
- 2 市民後見人養成講座の開催：成年後見利用促進センターの機能③利用促進機能の一環として、市民後見人養成講座を開催します。令和6年7月に講座説明会、8月から順次基礎編と実践編を開催予定です。詳しくは令和6年6月発行の市社協広報紙「あいとびあ」でお知らせいたします。

